



平成23年4月5日  
東北運輸局災害対策本部

## 東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間の再伸長について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響で、東北6県に使用の本拠の位置を有する自動車及び救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車（以下「災害復旧等車両」という。）については、当面、自動車検査証の有効期間を最長で1か月間伸長しているところですが、広範囲で甚大な被害が確認されており、また、強い余震が続いていること等から災害復旧作業等が長期化しています。

このことから、下記の自動車については、未だ継続検査を受けることが困難な状況であると認められるので、自動車検査証の有効期間の満了日が平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、その有効期間の満了日を平成23年5月11日まで再伸長するものとし、各運輸支局において4月10日に公示することとしましたのでお知らせいたします。

なお、有効期間を伸長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じる恐れがあることから、日常点検整備を確実に実施するとともに、整備工場等に相談するなど、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

また、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すれば良いこととなります。

### 記

#### 《再伸長の対象自動車》

○次の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車

- ・青森県八戸市及び上北郡おいらせ町
- ・岩手県全域
- ・宮城県全域
- ・福島県全域

○災害復旧等車両

東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されていることを証する書面を有する自動車

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎  
《問い合わせ先》  
東北運輸局自動車技術安全部技術課 鈴木、近野  
電話：022-791-7535